

## 熊本県庁行政棟広告掲載事業実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、熊本県広告活用事業実施要綱(以下「要綱」という。)に定めるもののほか、熊本県庁行政棟における広告活用事業の実施方法等に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (広告の掲載場所及び規格等)

第2条 広告を掲載する場所、広告の種類、規格、枠数、位置及び広告掲載料は、別表のとおりとする。

### (広告の掲載期間)

第3条 広告を掲載する期間は、原則として1年度とする。

ただし、第4条第2項の規定に基づき随時募集を行う場合は、契約日の翌日(閉庁日に当たる場合にあっては、閉庁日の翌日とする。以下次項及び第9条第1項において同じ)から当該年度末までとする。

なお、広告掲載の開始日及び終了日は、原則として掲載期間内の最初の開庁日及び最後の開庁日とする。

2 前項ただし書の場合において、広告掲載料は契約日の翌日から算定し、当該日が月の中途の場合、当該日の属する月に限り、その月の現日数により日割計算した額とする。その額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。

### (広告の募集)

第4条 広告の募集は、県のホームページ等により行う。

2 前項の規定による募集は、広告の枠を新たに設定したとき、または広告の枠に空きが生じたときに随時行うことができるものとする。

### (広告の申し込み)

第5条 広告の掲載を希望する者(以下「申込者」という。)は、「熊本県庁行政棟広告掲載申込書」により、県が指定する日までに、県に広告掲載を申し込むものとする。

### (広告掲載の決定)

第6条 県は、前条の規定により申し込みのあった広告について、広告内容について審査し、広告掲載の可否を決定する。

2 前項の規定による審査の結果、同一の掲載場所に上限枠(別途指定)以上の申し込みがあった場合は、次の選定順位により、掲載広告を決定する。

(1) 同一の掲載場所における申込枠数が多いもの

3 前項の規定により順位の優劣を判断することができないときは、県において抽選により掲載広告を決定する。なお、随時募集を行う場合は、先着順とし、申し込み順に審査を行い、掲載広告の適否を決定する。

4 県は、前各項の規定により掲載する広告を決定したときは、「熊本県庁行政棟広告掲載決定通知書」または「熊本県庁行政棟広告不掲載決定通知書」により、当該申込者に通知するものとする。

### (契約の締結)

第7条 前条の規定により広告掲載の決定を受けた申込者は、熊本県庁行政棟広告掲載契約(以下「契約」という。)を締結するものとする。

### (広告原稿の作成及び提出)

第8条 契約を締結した広告主は、広告原稿を作成し、県が指定する日までに、県が指定する場所に提出するものとする。

- 2 前項の規定により作成する広告原稿に関する経費は、広告主が負担するものとする。
- 3 県は、第1項の規定により提出された広告原稿の内容が要綱の規定に反すると判断した場合は、広告主に対して修正を求めることができる。

(広告掲載の方法)

- 第9条 県は、前条の規定により広告主から提出された広告原稿を、原則として広告掲載開始日の前日の16時00分から17時30分までの間に掲出するものとする。ただし、第4条第2項の規定に基づく随時募集による契約の場合は、契約日の翌日の8時30分から10時00分までの間とする。
- 2 県は、前項の規定により掲出した広告原稿を、原則として広告掲載終了日の16時00分から17時30分までの間に撤去するものとする。

(広告内容の是正)

- 第10条 県は、広告掲載後も必要に応じて、広告主に対し内容の是正を求めることができる。

(広告掲載の取り消し)

- 第11条 県は、次の各号に該当する場合には、直ちに広告の掲載を取り消すことができる。
- (1) 広告掲載後に要綱第3条に抵触することとなったとき
  - (2) 第10条に規定する是正が行われないうとき
  - (3) 前各号に掲げるもののほか、特に必要があると認められるとき

(広告掲載の取り下げ)

- 第12条 広告主は、自己の都合により、掲載中あるいは掲載予定の広告掲載を取り下げることができる。
- 2 広告主は、前項の規定により、広告掲載を取り下げるときは、書面により県に申し出なければならない。

(広告掲載料の返還)

- 第13条 広告掲載の取消し、または取り下げを行った場合、既に納付された広告掲載料は、返還しない。

(広告の変更)

- 第14条 広告主は、広告の掲載期間が複数月の場合、当該広告の内容を原則として月単位で変更することができるものとする。
- 2 広告主は、前項の規定により広告を変更しようとする場合は、県にあらかじめ協議するものとし、第8条第1項及び第2項の規定に準じて広告原稿を作成し、提出するものとする。
  - 3 前項の規定により提出された広告原稿の修正については、第8条第3項の規定を準用するものとする。

(広告主の責務)

- 第15条 広告主は、表示する広告に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適切な処理、第三者に不利益を与える行為、その他の不正な行為を行ってはならない。
- 2 広告主は、広告の表示により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(協議)

- 第16条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、県と広告主双方が誠意

をもって協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか、取扱いに関して必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、平成21年3月11日から施行する。

この要領は、平成22年2月17日から施行する。

この要領は、平成24年1月24日から施行する。

この要領は、平成26年1月10日から施行する。

この要領は、平成29年2月16日から施行する。

この要領は、平成29年10月16日から施行する。

この要領は、平成31年2月12日から施行する。

この要領は、令和元年12月20日から施行する。

1 この要領は、令和2年2月14日から施行する。

2 改正後の別表の規定は、令和2年4月1日以後の広告掲載について適用し、同日前の広告掲載については、なお従前の例による。

別表

場 所		種類・規格	枠 数	1 枠/1セットあたり 月額料金(円) (消費税及び地方消費 税含む)	位 置
エレベーター ホール	本館1階	ポスター B2版・縦	10枠	13,200	県が指定 する位置
	本館地下1階	ポスター B2版・縦	12枠	8,800	
	本館2階	ポスター B2版・縦	12枠	6,600	
エレベーター内	本館	ポスター B2版・縦	6枠	8,800	
	新館	ポスター B2版・縦	4枠	6,600	
ロビー	本館1階	ポスター B2版・縦	2枠	13,200	
トイレ壁面 (洗面台横)	本館1階 男子トイレ	ポスター B2版・縦	2枠	3,300	
	本館1階 女子トイレ	ポスター B2版・縦	2枠	3,300	
	本館地下1階 男子トイレ	ポスター B2版・縦	2枠	3,300	
	本館地下1階 女子トイレ	ポスター B2版・縦	2枠	3,300	
トイレ個室 (内側)	男子トイレ ・本館1階3枠 ・地下1階5枠	A4版・縦横	1セット (8枠)	4,400	
	女子トイレ ・本館1階4枠 ・地下1階5枠	A4版・縦横	1セット (9枠)	4,950	
トイレ壁面 (小便器上部)	男子トイレ ・本館1階5枠 ・地下1階7枠	A4版・縦横	1セット (12枠)	6,600	